

令和 4 年 5 月 30 日

大 阪 税 関 業 務 部

RCEP 協定等の積送基準における在香港機関が発給する非加工証明書の取扱いについて

RCEP 協定による特恵税率を適用しようとする貨物が、中国から香港を経由して日本に到着する際には、同協定の積送基準を満たすことを証明する書類として、輸入申告の際に関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号口に規定する「運送要件証明書」の提出が必要となります。

RCEP 協定上の中国の原産品とされる貨物で香港を経由するものに対して、香港所在の各機関が発給する非加工証明書について多数のお問合せが寄せられているところ、日本での輸入における取扱いについて以下のとおりお知らせいたします。

1. 香港総商会等による証明

以下の(1)から(5)までの機関が発給した証明書が関税法施行令第 61 条第 7 項に規定する記載事項を含む場合には「税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書」として運送要件証明書と認められます。また、RCEP 協定で中国以外の国の原産品である貨物や、RCEP 協定以外の経済連携協定による特恵税率を利用しようとする貨物が、それぞれの輸出国から香港を経由する場合についても、(1)から(5)までの機関が発給した証明書が提出される場合には、同様に取り扱います。

- (1) 香港総商会 (The Hong Kong General Chamber of Commerce)
- (2) 香港中華廠商連合会 (The Chinese Manufacturers' Association of Hong Kong)
- (3) 香港工業総会 (The Federation of Hong Kong Industries)
- (4) 香港インド商会 (The Indian Chamber of Commerce, Hong Kong)
- (5) 香港中華総商会 (The Chinese General Chamber of Commerce)

※ 関税法施行令第 61 条第 7 項に規定する記載事項

- ・ 貨物の記号、番号、品名及び数量
- ・ 第三国における貨物の船舶、航空機又は車両に対する積卸しの年月日及び船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類
- ・ 第三国における貨物の取扱いの状況

2. 中国検驗有限公司による証明

中国の発給機関が発給した原産地証明書で中国検驗有限公司 (China Inspection Company Limited) による非加工の証明スタンプ (別添参照) が付されたものの提出があった場合には関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号口の「その他税関長が適当と認める書類」の提出があったものとして取り扱い、運送要件証明書と認められます。

本件についてのお問い合わせは、下記連絡先へお願ひいたします。

【連絡先】

大阪税關 業務部首席原産地調査官

電話 06-6576-3196

E-mail : osaka-gensanchi@customs.go.jp

(別添)

中国検査有限公司による非加工証明（サンプル）

